

いじめ防止対策基本方針について

基本方針

全職員で「いじめ」に対する認識を共有し、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

全ての子どもを対象に、いじめに向わせないための未然防止に全教職員で取り組む。

いじめ（疑いを含む）を認知した場合は、組織として対応策を考え、完全になくなるまで最善を尽くす。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

未然防止

学校の取組（全児童対象）

- ◆価値観の多様性への理解
- ◆正しい判断力の育成
- ◆自己有用感や自己肯定感の涵養
- ◆情報モラル・デジタルシチズンシップ教育の推進

いじめに関する授業の実施など

各家庭での取組

- ◆自他のものを大切にすること、他者の気持ちを傷付けることの重大さについて児童に日頃から伝えていくこと
- ◆SNS等の利用についてのルールづくり

いじめチェックシート活用など

早期発見

学校の取組

- ◆各児童への声掛け等
- ◆アンケートや聞き取りの実施
- ◆SCによる全員面接（５年生）
- ◆もの隠しや児童の作品等へのいたずら等への確実な把握と指導

各家庭での取組

- ◆対話の機会づくり
- ◆悩みを相談できる雰囲気づくり
- ◆持ち物・服装等の異常の把握

早期対応（加害側／被害側双方を対象に）

- ◆被害側児童の保護、心身のダメージの把握と対応（SC、SSWの活用）
- ◆当事者や関係者からの聞き取りの実施（いじめの内容、動機や背景の把握）
- ◆被害側、加害側双方の保護者への報告と連携
- ◆加害側児童への指導（SC、SSW等の活用、教育相談、警察等関係諸機関との連携）
- ◆学級・学年等関係児童への指導、再発の防止のための状況づくり
- ※重大事態である可能性があれば、市教委への報告を遅滞なく行う。
- ◆解決までの確実な見守り体制の構築（完全な解決までの徹底した対応）

組織的対応

校内いじめ防止 対策委員会

（校長・副校長・生活指導主任・養護・教育支援CO・SC・当該学年）

学校サポートチーム

（子家セン・民生児童委員・青少年委員・CS委員・スクールサポーター【三鷹市警察】）・SSW